

令和3年神審第9号

裁 決

遊漁船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官高木省吾及び同官松崎範行出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和2年5月8日13時15分

播磨灘東部

2 船舶の要目

船 種 船 名 遊漁船A

モーターボートB

総トン数 4.8トン

登録長 12.10メートル 6.27メートル

機関の種類 ディーゼル機関 電気点火機関

出力 276キロワット 66キロワット

3 事実の経過

Aは、最大搭載人員が旅客16人及び船員2人の船体中央やや後方に操舵室を設けたFRP製旅客船で、同室前部右舷寄りに舵輪、その前方左舷側にレーダー及び魚群探知機、右舷側にGPSプロッター及び機関遠隔操縦装置がそれぞれ備えられ、a受審人が1人で乗り組み、釣り客9人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.5メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、令和2年5月8日12時25分兵庫県明石港を発し、播磨灘東部の釣り場に向かった。

ところで、a受審人は、Aが5ノット以上の対水速力で航行すると船首部が浮上し、操縦席に腰掛けた姿勢で操船に当たると、正船首から左舷側20度及び右舷側15度の範囲に死角（以下「船首死角」という。）が生じることから、平素は、時折船首を左右に振るなどして同死角を補う見張りを行っていた。

a受審人は、12時50分釣り場に着き、潮上りを繰り返しながら漂泊して釣り客に遊漁を行わせ、13時14分潮上りすることとして釣り場を発進し、レーダー及びGPSプロッターを作動させ、釣果の良かった地点に向かおうとGPSプロッター画面に表示された航跡を見ながら、舵輪後方の椅子に腰掛けた姿勢で操船に当たり、13時14分半少し前江崎灯台から272.5度（真方位、以下同じ。）4.24海里の地点で、針路を245度に定め、機関を回転数毎分1,800にかけ、折からの潮流に抗して8.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により船首死角が生じた状態で進行した。

定針したとき、a受審人は、正船首250メートルのところにBを視認することができ、同船が船首を南南東方に向けたままほとんど移動しない様子から漂流中であると判断することができ、その後Bに向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、GPSプロッター画面に表示された航跡を見ることに気をとられ、船首を左右に振るなど、船首死角を補う見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かずに続航した。

こうして、a受審人は、Bを避けることなく進行中、13時15分江埼灯台から272度4.31海里の地点において、Aは、原針路、原速力のまま、その船首がBの左舷船尾部に直角に衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の西南西風が吹き、潮候は下げ潮の末期に当たり、付近には流向065度及び流速4.0ノットの潮流があった。

また、Bは、船体中央やや後方に操舵区画を設けたFRP製プレジャーモーターボートで、同区画右舷側に舵輪、その前方に魚群探知機内蔵のGPSプロッター、右舷側に機関遠隔操縦装置がそれぞれ備えられ、b受審人が1人で乗り組み、釣りの目的で、船首0.5メートル船尾0.8メートルの喫水をもって、同日06時00分兵庫県東播磨港の係留地を発し、播磨灘東部の釣り場に向かった。

b受審人は、07時00分釣り場に着き、潮上りを繰り返しながら漂流して釣りをを行い、13時05分江埼灯台から268.5度4.92海里の地点で、潮上りを終え、機関を停止して漂流を開始し、折からの潮流により065度の方向に4.0ノットの速力で圧流され、舵輪後方の構造物に腰掛け、右舷方を向いて釣りを続けた。

b受審人は、13時14分半少し前江埼灯台から271.5度4.35海里の地点に達し、船首が155度を向いていたとき、左舷正横250

メートルのところに、Aを視認することができ、その後同船が自船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、航行中の他船が漂流中の自船を避けてくれるものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かず、Aに対して避航を促す音響信号を行うことも、避航の気配がないまま間近に接近しても、機関を起動して移動するなど、衝突を避けるための措置をとることもなく漂流を続けた。

こうして、b受審人は、釣りをを行いながら漂流中、13時15分僅か前機関音で至近に迫ったAを認め、立ち上がって手を振りながら大声を発したものの、効なく、Bは、船首が155度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、船首部外板に修理を要しない擦過傷を、Bは、左舷船尾部外板に亀裂及び破口、船外機に破損をそれぞれ生じた。

(航法の適用)

本件は、海上交通安全法の適用海域である播磨灘東部において、航行中のAと漂流中のBが衝突したもので、同法には本件に適用される航法規定がないので、一般法である海上衝突予防法が適用されるが、同法には、航行中の船舶と漂流中の船舶の間に衝突のおそれが生じた場合の航法規定がないことから、同法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、播磨灘東部において、潮上りのため航行中のAが、見張り不十分で、前路で漂流中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、見張り不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるた

めの措置をとらなかつたことも一因をなすものである。

a 受審人は、播磨灘東部において、潮上りのため航行する場合、船首死角が生じていたのだから、前路の他船を見落とすことのないよう、船首を左右に振るなど、同死角を補う見張りを十分に行うべき注意義務があつた。しかし、同人は、GPSプロッター画面に表示された航跡を見ることに気をとられ、船首死角を補う見張りを十分に行わなかつた職務上の過失により、前路で漂泊中のBに気付かず、同船を避けることなく進行して衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至つた。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

b 受審人は、播磨灘東部において、釣りをを行いながら漂泊する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があつた。しかし、同人は、航行中の他船が漂泊中の自船を避けてくれるものと思ひ、見張りを十分に行わなかつた職務上の過失により、衝突のおそれがある態勢で接近するAに気付かず、同船に対して避航を促す音響信号を行うことも、避航の気配がないまま間近に接近しても、機関を起動して移動するなど、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続けて衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至つた。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よつて主文のとおり裁決する。

令和3年8月25日

神戸地方海難審判所

審判官 門 戸 俊 明